

第一条 環太平洋パートナーシップ協定の組込み

1 締約国は、二千十六年二月四日にオークランドで作成された環太平洋パートナーシップ協定（TPP）（第三十・四条（加入）、第三十・五条（効力発生）、第三十・六条（脱退）及び第三十・八条（正文）を除く。）の規定が、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことをここに合意する（注）。

注 この協定の規定は、この協定の非締約国に対していかなる権利も与えるものではない。